

工事申請日	年	月	日
-------	---	---	---

給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書

○工事の内容を二重線枠内に記入・チェックをしてください。

○申請者は、右側の誓約事項の内容を承諾したうえで、「委任状（様式第1号（第3条関係））」を当申請書に添付してください。

○指定給水装置工事事業者は、申請者に工事内容、使用材料等について説明を行ってください。給水装置工事竣工後は、竣工図面を申請者に説明・交付してください。

工 事 箇 所	装 置 場 所											指 定 給 水 装 置 事 業 者	住 所 社 会 名 代 表 者										
	方 書												指 定 番 号	第	号								
申 請 （ 所 有 ） 者	住 所											申 請 概 要	建 築 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> その他(解体・工事用水等)									
	フリガナ												建 物 概 要										
	氏 名												<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他(下記に詳細を記入)										
※2件以上申請の場合は「別記」と記載し、連番表を添付すること												その他の場合											
(給) 団地コード		給水装置番号										屋号	業態										
		第										号	建 物 階 数	地 上	階 建	地 下	階 建						
(排) 団地コード		排水設備番号										提 出 書 類 関 係											
		第																				号	<input type="checkbox"/> 申請(所有)者が市外在住
お客様番号		-										<input type="checkbox"/> 受水槽・高置水槽		<input type="checkbox"/> 設置		受水槽管理人届提出済		<input type="checkbox"/>					
												<input type="checkbox"/> 撤去		受水槽撤去届提出済		<input type="checkbox"/>							
工事種別		給水方式										受水槽	全容量	m ³		有効容量	m ³						
種類詳細コード												高置水槽	全容量	m ³		有効容量	m ³						
工事区分		<input type="checkbox"/> 上下同時 <input type="checkbox"/> 上水のみ										<input type="checkbox"/> 休止		休止届提出済		<input type="checkbox"/> 廃止		廃止届提出済					
												<input type="checkbox"/> 一括式 <input type="checkbox"/> 遠隔式		<input type="checkbox"/> 利害関係者確認		利害関係者確認書類提出済		<input type="checkbox"/>					
												<input type="checkbox"/> 普通式		<input type="checkbox"/> その他届 ()		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					
受付		年度	第	号	年	月	日																
設計審査		年	月	日	着工予定	年	月	日	竣工予定	年	月	日											
竣 工		年	月	日	竣工図提出	年	月	日	図面整理	年	月	日											

給 水 負 担 金			設 計 審 査 手 数 料			工 事 検 査 手 数 料		
【領収】			【領収】			【領収】		
金	円		金	円		金	円	
うち、消費税額								
金	円							

給 排 水 設 備 課								区 域	
工 事 検 査				端 末		設 計 審 査		照 合	
課 長	係 長	整 理	検 査	操 作 者	課 長	係 長	審 査		
								認 知 票 送 付	開 始
								精 算	

(工事承認の範囲) 工事の承認は申請による構造および材質について行う。
 (個人情報の取り扱いについて)
 水道局は、この申請書に記載される情報を、主に次の目的のために必要とするものに提供します。
 ・お客様からのご相談、お問い合わせの参考とするため。 ・改造や解体等の設備工事の参考とするため。
 ・水道メーターの取替、漏水修繕工事などの参考とするため。

(誓約事項)

- この給水装置について第三者から異議の申し立てを受けたときは、申請者の責任において解決いたします。
- 水道メーターおよび給水装置は、条例にしたがい適切に保管および管理いたします。
- 当該給水装置に起因する問題が生じた場合は、申請者が責任を持って解決し、水道局に一切責任を負わせません。
- 給水装置の所有者・管理人・維持管理業者に変更があった場合はこの誓約事項を継承し、すみやかに水道局へ届け出ます。
- 竣工後は、指定給水装置工事事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認します。

【3階直結給水を行う場合の誓約】

- 3階直結給水基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。
- 使用形態や使用水量の変更等により水圧低下や水量不足が生じた場合は、自己の費用負担で受水槽の設置など、必要な改善を行います。

【直結増圧式給水を行う場合の誓約】

- 直結増圧式給水設計施行基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。
- 直結増圧式給水装置について次のような特徴を理解し、入居者（使用者）に周知させるとともに、直結増圧式給水装置について問題が生じたときは当方で処理します。
 - 停電や故障等により増圧ポンプが停止したときは、直結用給水栓を使用します。□
 - 直結増圧式給水装置を設置した場合、受水槽のような貯留機能がないため、水道局の配水本管工事及びメーター取替作業等の計画的および緊急の断水時には水の使用が出来なくなることを承諾します。また、計画的および緊急の断水に起因する損害が発生しても、水道局に一切責任を負わせません。
 - 断水等、連絡が取れる体制を整え、使用者等への周知及び断水対応等については当方にて責任をもって行います。
 - 増圧装置および減圧式逆流防止器は、年一回以上の保守点検を行うとともに、必要な維持管理を行います。
 - 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、ポンプ室及び管理人室等に緊急時連絡先の記入した表示板を設置し、増圧装置には警報装置または電話回線を利用した24時間監視装置等を設置します。
 - 直結増圧式給水装置に起因して、逆流または漏水等が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
 - 水道局貸与メーターから下流側（宅地側）漏水などが発生した場合、入居者（使用者）、申請者および管理人により速やかに適切に対処します。
 - 上記各項の条件を入居者（使用者）に周知徹底させ、直結増圧給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局に一切責任を負わせません。

【特例直結直圧式給水を行う場合の誓約】

- 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。
- 当該建物の階数、使用水量、配水管の水圧、その他の事情により給水上の支障が生じた場合またはおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースに増圧装置、減圧式逆流防止器および直圧用共用栓を設置します。なお、その際には、水道局へ給水装置工事の申請を行います。
 - 水道局の本管工事もしくはメーター取替作業等の計画的工事または緊急工事等によって断水になる場合には、水の使用ができないことを当方にて使用者へ周知します。
 - 特例直結直圧式給水に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合は、当方にて責任を持って補償します。
 - 出水不良が生じた際に、増圧装置が設置されていないことに起因する給水の支障およびこれに伴う損害、ならびに増圧装置の設置費用に関して、水道局に一切責任を負わせません。

【特定施設スプリンクラー設備を設置する場合の誓約】

- 災害・その他正当な理由（制限給水時、事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道局に一切責任を負わせません。
- 当該スプリンクラー設備の、火災時以外における作動および火災時に非作動が生じても、水道局に一切責任を負わせません。
- 当該スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項および連絡先を、所有者にて見やすいところに表示します。
- 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付であることを賃借人に熟知させます。
- 当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者より水道局へ所有者の変更届および承諾書を提出させます。
- 消防法の規定に基づく着工届出書との内容確認のため、給水装置工事申請設計書の写しを消防局に送付することに同意します。

【タンクレストイレを設置する場合の誓約】

タンクレストイレの水圧不足に伴う排水不良については、タンクレストイレの取替等当方にて対処します。

私（工事申請者）は、給水負担金、設計審査手数料および工事検査手数料並びに給水契約について、鹿児島市給水条例施行規程が契約の内容であることに合意し、上記誓約事項について承諾した上で、同条例第4条の規定により給水装置工事を申請いたします。